

会員薬局 御中

岩手県薬剤師会事務局

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における 薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて(ご協力のお願い)

平素は、当会会務・事業に対しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大が全国的かつ急速に進んでおり、地域における医療のひっ迫等が懸念されているところです。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症につきましては、簡便・迅速に結果が判明する抗原定性検査キットの積極的な活用が進められているところであり、薬局における医療用抗原定性検査キットの需要も拡大することが想定されることから、今般、厚生労働省から、「会員内の取扱薬局について、店舗の名称、所在地、連絡先、営業時間、販売対応時間、夜間・休日の販売対応方法を含むリストを作成し、都道府県薬剤師会のホームページへの公表」するよう要請がありました。

つきましては、医療用抗原検査キットを取り扱っている薬局におかれましては、下記の方法により、8月5(金)までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

医療用抗原検査キットの取扱いに関する調査

対 象： 医療用抗原検査キットを取り扱っている岩手県薬剤師会会員薬局

方 法： 下記URLのアンケートフォームより回答願います。
(本依頼については、当会HPにも掲載しています)



<https://forms.gle/gW2fcQA1nR69shY2A>

なお、インターネットによる回答が難しい場合は、別紙「調査票」に記載いただき、県薬事務局にFAX(019-653-2273)で回答願います。

回答期限： 令和4年8月5日(金)

問合せ先： 岩手県薬剤師会事務局(〒020-0876 盛岡市馬場町3-12 TEL019-622-2467)
担当：熊谷明知

(参考) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて(日薬業発第128号 令和4年7月25日)

<https://drive.google.com/file/d/1X0K5ItxWhzE0XSDc7bhkSKlINQApudW/view?usp=sharing>

【当該通知で厚生労働省が求めている協力の概要】

- ・ 調剤報酬上の調剤基本料に係る連携強化加算の届出を行っている薬局においては、当面の間、休日、夜間も含めた検査キットの販売対応。
 - ・ 連携強化加算の届出を行っていない薬局においても、可能な限り、当面の間、休日、夜間も含めた検査キットの販売対応への協力。
 - ・ 都道府県薬剤師会においては、会員内の取扱い薬局のリスト化し、ホームページでの公表。
- ※ 休日、夜間の販売対応については、必ずしも24時間対応を求めるものではありません。

医療用抗原検査キットの取扱いに関する調査 【調査票】

医療用抗原検査キットを取り扱っている薬局に
おかれましては、下記の設問に回答願います。

(注) 休日、夜間の販売対応については、必ずしも24時間対応を求めるものではありません。

1. 回答者氏名	
2. 薬局名	
3. 薬局郵便番号	
4. 薬局住所	
5. 薬局電話番号	
6. 緊急時の連絡先	
7. 販売対応時間 (例) 月～金 9:00～17:50 土 9:00～15:00	
8. 夜間の販売対応方法 (例) 22時まで事前に電話連絡で対応可。	
9. 休日の販売対応方法 (例) 事前の電話連絡をお願いしている。	

回 答 先：岩手県薬剤師会事務局

F A X 0 1 9 - 6 5 3 - 2 2 7 3

回答期限：令和4年8月5日（金）